

債務保証契約書第 10 条の 2 に基づく 拋出金請求要領

平成14年11月26日制定
平成15年10月 9日改正
平成19年10月17日改正
平成22年 5月14日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 9月 6日改正
平成25年 4月 1日改正
平成25年 9月17日改正
平成29年 7月31日改正
令和元年10月 1日改正
令和 5年 4月 1日改正
令和 7年 4月 1日改正

岩手県農業信用基金協会（以下「甲」という。）と融資機関（以下「乙」という。）とが締結した債務保証契約書第 10 条の 2 の実施については、この要領により行う。

1 拋出金計算の対象

乙の貸付けに係る次に掲げる資金であって、甲の保証引受に係るものの代位弁済とする。

- (1) 農業近代化資金及び農業改良資金（平成 14 年 12 月 2 日以降の保証引受に係るものに限る。）
- (2) 金融公庫転貸資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金、大家畜経営改善支援資金、養豚経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金、畜産経営維持緊急支援資金及び畜産経営体質強化支援資金（平成 15 年 11 月 4 日以降の保証引受に係るものに限る。）
- (3) 家畜飼料特別支援資金（生産振興総合対策事業実施要領（平成 14 年 4 月 15 日付け 13 生産第 10200 号農林水産省生産局長通知）に基づく畜産経営維持安定特別対策事業に係る当該資金を除き、平成 19 年 10 月 17 日以降の保証引受に係るものに限る。）並びに地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7724 号農林水産事務次官依命通知）又は地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成 21 年 1 月 27 日付け 20 経営第 5783 号農林水産事務次官依命通知）に基づく追加的信用供与事業及び経営体育成交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 経営第 6890 号農林水産事務次官依命通知）又は経営体育成支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知）又は被災農業者向け経営体育成支援事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け 24 経営第 421 号農林水産省経営局長通知）又は梅雨前線豪雨等被災農業者向け経営体育成支援事業実施要

領（平成 24 年 8 月 21 日付け 24 経営第 1647 号農林水産省経営局長通知）又は担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2612 号農林水産事務次官依命通知）若しくは、農用地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知）に基づく追加的信用供与補助事業に係る資金（甲の特別準備金を取り崩して償却した資金以外の資金に限る。）

2 拠出金の計算方法

甲が乙に対して請求する拠出金の額は、1 の代位弁済の額（受領保険金を控除した額）に 10 パーセントを乗じて得た額とする。

ただし、1,000 円未満は切り捨てた額とする。

3 拠出金の拠出方法

乙は、出資金、交付金、負担金など甲の指示する方法により拠出するものとする。

4 拠出金の請求及び払込

(1) 甲は、当該年度の代位弁済に対する拠出金について、翌年度の 4 月末までに乙に対し請求するものとする。

(2) 乙は、甲から請求のあった日から原則として 2 ヶ月以内に請求額の金額を甲の定める方法により払い込むものとする。

附則 （平成 29 年 7 月 31 日）

この要領の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以降の代位弁済から適用する。

ただし、平成 29 年 3 月 31 日までに代位弁済を行い、求償権償却に至っていない場合、要領 1、2 及び 4 の「代位弁済」については、従前どおり「償却求償権」とする。

附則 この要領の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。